

LIFULL ソーシャルファンディング利用規約 新旧対照表

条番	変更前	変更後
第 2 条 (8)	都度支援/購入プロジェクト	即時課金支援/購入プロジェクト
第 2 条 (11)	サポーター	支援者
第 11 条 4	プロジェクトオーナーは、次に掲げる事項を定めることによって、寄付型サイト上に自らが企画したプロジェクトを掲載し、サポーターを募ることができるものとします。 (1) 募集期間 (2) 目標金額	プロジェクトオーナーは、寄付型サイト上に自らが企画したプロジェクトを掲載し、支援者を募ることができるものとします。プロジェクトには次に掲げる事項を任意で定めることができます。 (1) 募集期間 (2) 目標金額
第 11 条 5	プロジェクトオーナーは、あらかじめ定めた募集期間内に限り、プロジェクトを支援する支援者を募ることができます。	(削除)
第 19 条 3	当社所定の日の継続支援が決済できない場合、自動解約とします。	当社所定の日の継続支援が決済できない場合一時停止となり、支援者による所定の手続きをもって継続支援の再開とします。
第 21 条 1	プロジェクトオーナーは、手数料として、当社の運営手数料 10%及びサポーターが選択した決済手段に応じて当社に発生する決済手数料を請求に応じて、毎月 10 日締め当月末払いにて支払うものとします。ただし、プロジェクトオーナーと当社との別途の協議により上記運営手数料が増減されることがあります。	プロジェクトオーナーは、手数料として、集めた支援金に対する 15%を翌月 15 日締め、翌々月 20 日払いにて支払うものとします。ただし、プロジェクトオーナーと当社との別途の協議により上記運営手数料が増減されることがあります。
第 21 条 3	本条の定める相殺後の未払い支援金額が 1 万円に満たない場合には、支払期限を 1 か月後に繰り越すものとし、その後も繰り越し分と併せて本条の定める相殺後の未払い支援金額が 1 万円に満つるまで同様とします。ただし、毎年 12 月末についてはこの限りではなく、本条の定める相殺後の未払い支援金額が 1 万円に満たない場合であっても繰り越さず、その時点での繰り越し分と併せすべて支払うものとします。その際、振込手数料が相殺後の未払い支援金額より大きい場合は翌年に繰り越します。	本条の定める相殺後の未払い支援金額が 2,500 円に満たない場合には、支払期限を 1 か月後に繰り越すものとし、その後も繰り越し分と併せて本条の定める相殺後の未払い支援金額が 2,500 円に満つるまで同様とします。ただし、毎年 9 月末についてはこの限りではなく、本条の定める相殺後の未払い支援金額が 2,500 円に満たない場合であっても繰り越さず、その時点での繰り越し分と併せすべて支払うものとします。その際、振込手数料が相殺後の未払い支援金額より大きい場合は翌月に繰り越します。
第 26 条 4		プロジェクトオーナーは、購入型サイト上に自らが企画したプロジェクトを掲載し、支援者を募ることができるものとします。プロジェクトには次に掲げる事項を任意で定めることができます。 (1) 募集期間 (2) 目標金額
第 26 条 5	プロジェクトオーナーは、あらかじめ定めた募集期間内に限り、プロジェクトのギフトを購入する支援者を募ることができます。	(削除)
第 31 条 1	プロジェクトが成立した場合における、プロジェクトオーナーに対する当社の手数料（システム利用料）は、総購入金額の一定割合（通常料率は 15%＝ジャパングビング利用料 10%＋決済手数料 5%、個別契約により増減）とします。	プロジェクトが成立した場合における、プロジェクトオーナーに対する当社の手数料は、総購入金額の 15%とします。ただし、プロジェクトオーナーと当社との別途の協議により上記運営手数料が増減されることがあります。

<p>第43条 1</p>	<p>当社による会員の利用者情報の取扱いについては、別途当社プライベートポリシー (https://japangiving.jp/pages/privacy_policy) の定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って当社および当社のグループ会社が会員の利用情報を取扱うことについて同意するものとします。</p>	<p>当社による会員の利用者情報の取扱いについては、別途当社プライベートポリシー (https://lifull-socialfunding.co.jp/kihu/privacy) の定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って当社および当社のグループ会社が会員の利用情報を取扱うことについて同意するものとします。</p>
<p>第45条 2</p>	<p>なお、当該メールの受付時間は、祝祭日、年末年始を除く平日（月曜日～金曜日）の午前9時～午後5時30分までとし、午後5時30分以降に受信したメールは、翌営業日に受信したものと扱います。</p>	<p>なお、当該メールの受付時間は、祝祭日、年末年始を除く平日（月曜日～金曜日）の午前10時～午後5時までとし、午後5時以降に受信したメールは、翌営業日に受信したものと扱います。</p>